

青森県報

第二千九百五十三号

平成二十年
七月二日
(水曜日)

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の届出	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活課)	六
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(文化課)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
大規模小売店舗の変更の届出	(経営支援課)	七

大規模小売店舗の廃止の届出.....(同).....八

告 示

青森県告示第五百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム ゆうなぎの里	下北郡佐井村大字佐井 字原田五五の二	地域密着型介護老人 福祉施設入所者介護	平成 二〇・四・一

青森県告示第五百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日	
名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類	名 称		所 在 地
有限会社 こい福祉舎	弘前市大字石川 字川原田九の五	訪問介護	訪問介護 ステーション 「いこい」	弘前市大字石川 字川原田九の五	平成 二〇・三・一

医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	短期介護施設	特別養護老人ホームゆなぎの里	下北郡佐井村大字北井原田五の二	二〇・六一
社会福祉法人吉幸会	三戸郡田子町大字田子七〇	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護	八戸市大字売市観音下三の二	二〇・五一
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内鴨ヶ池九六の三	小規模多機能型居宅介護	いちごっこ寿楽荘	八戸市大字市川一六	二〇・六一
社会福祉法人社会栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	介護予防			

青森県告示第五百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	介護予防の種類	名称	所在地	指定期日
有限会社いこい福祉舎	弘前市大字石川字川原田九の五	訪問介護	訪問介護ステーションいこい	弘前市大字石川字川原田九の五	平成二〇・三一
特定非営利活動法人こしよがわら恵鈴会	五所川原市字元町一の一の六	訪問介護	訪問介護恵鈴	五所川原市字元町一の一の六	一九・七一
医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	短期介護施設	医療法人白生会ヘルシバ	五所川原市字旭町一八の四白生会旭日寮	二〇・六一

社会福祉法人吉幸会	三戸郡田子町大字田子七〇	短期介護施設	特別養護老人ホームゆなぎの里	下北郡佐井村大字北井原田五の二	二〇・六一
株式会社大五舎	五所川原市字一ツ谷五〇八の一	認知症対応型通所介護	グループホームひまわり	五所川原市字雑田一四一の七	一九・四一
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字尻内鴨ヶ池九六の三	認知症対応型通所介護	地域密着型通所介護	八戸市大字売市観音下三の二	二〇・五一
株式会社大五舎	五所川原市字一ツ谷五〇八の一	介護予防	グループホームひまわり	五所川原市字雑田一四一の七	一九・四一
社会福祉法人社会栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	小規模多機能型居宅介護	いちごっこ寿楽荘	八戸市大字市川一六	二〇・六一

青森県告示第五百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	指定期日
株式会社介護サポート	弘前市川先一丁目六の一〇	平川居宅介護支援事業所	平川市町居西田一一の一	平成二〇・五一

青森県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	名 称	居宅介護事業者
				の 町 一 藤 山 一 六	平 川 市 柏 木	主たる 所在地	
				訪 問 介 護		類 居 宅 介 護 事 業 の 種	
社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	名 称	居宅介護事業所
				藤 山 一 六 の 一	平 川 市 柏 木 町	所 在 地	
				平 成 二 〇 四 一		年 月 日 更	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
			通 所 介 護		訪 問 入 浴 介 護
社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 協 議 会

青森県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
						社会福祉協議会 法人 市協 社福	名称 介護予防事業者
						平川市 藤川市 一六木	主たる所在地
介護訪問入浴						介護訪問	事業の種類
社会福祉協議会 平賀支所 人平協 会福社 会福社	社会福祉協議会 平賀支所 人平協 会福社 会福社	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	名称 介護予防事業所
						平川市 藤川市 一六木	所在地
						平成 二〇・四・一	年月日 変更

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる所在地	名称	所在地	年月日 変更
	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
			介護訪問	
社会福祉協議会 尾上支所 人平協 会福社 会福社	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所	社会福祉協議会 尾上支所 訪問介護事業所

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	社会福祉法人 平川市社会福 祉協議会	社会福祉法人 平川市社会福 祉協議会
"	"	"	"	平川市柏木一 藤山一六の	平川市柏木一 藤山一六の
社会福祉法 人平川市社 会福祉協 議会	社会福祉法 人平川市社 会福祉協 議会	社会福祉法 人平川市社 会福祉協 議会	社会福祉法 人平川市社 会福祉協 議会	社会福祉法 人平川市社 会福祉協 議会	社会福祉法 人平川市社 会福祉協 議会
平川市猿賀南 田九六の三	平川市猿賀南 田九六の三	平川市碓ヶ 関三笠山二〇 の一	平川市碓ヶ 関三笠山二〇 の一	平川市柏木一 藤山一六の	平川市柏木一 藤山一六の
"	"	"	"	平成 二〇・四 一	平成 二〇・四 一

青森県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務 所在地	居宅介護 事業の種類	名称	所在地	居宅介護 事業所	休 月 日 止
	合同会社介 護サービス 事業所和	下北郡東通村大 字白糠字家ノ上 四三の四	訪問介護	介護サービ ス事業所和	下北郡東通村大 字白糠字家ノ上 四三の四		平成 二〇・六 一

青森県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務 所在地	介護予防 事業の種類	名称	所在地	介護予防 事業所	休 月 日 止
	合同会社介 護サービス 事業所和	下北郡東通村大 字白糠字家ノ上 四三の四	訪問介護	介護サービ ス事業所和	下北郡東通村大 字白糠字家ノ上 四三の四		平成 二〇・六 一

青森県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	医療法人恵仁会	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	居宅介護支援事業所	名 称	ケアセンター慈花苑	所 在 地	三戸郡田子町大字田子字風張二〇の二	年 月 日 止	平成二〇・五・三
-----------	-----	---------	-------	------------------	-----------	-----	-----------	-------	-------------------	---------	----------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年六月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エゲンの里
- 三 代表者の氏名
山田 恵三
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市長者四丁目一の三八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、介護利用者並びに一般に対して、福祉用品を販売、貸与する事業を行い、高齢者等が安心して住める地域社会形成を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年六月十七日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白神山地を守る会
 - 三 代表者の氏名
永井 雄人
 - 四 主たる事務所の所在地
青森市大字浜館字科八六の一
 - 五 定款に記載された目的
本会は、エコロジーツアー、白神ガイドの人材養成等を行い、白神山地の自然保護及び有効活用を寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年六月一九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てサポートかたつむり
代表者の氏名

田中 訓

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本四

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしかかわらず、すべての子ども達に対して、地域社会の中で心身ともに健全に育成されるよう障がい児デイサービスや子育て相談などのサービスを提供する事により、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドリーム工房

三 代表者の氏名

津川 千枝

四 主たる事務所の所在地

青森市茶屋町一の一の五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して就労支援に関する事業を行い、また、地域住民への啓発活動及び地域ボランティア育成事業を行うことにより、障害者が自ら望む地域で、地域住民への理解を得ながら、自立した生活を営めるよう総合的に支援し、もつてノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年六月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県精神障害者家族会連合会

三 代表者の氏名

沼尾 仁

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部三五三の九二（青森県立精神保健福祉センター内）

五 定款に記載された目的

この法人は、精神保健福祉に関する普及啓発、相談等を行うとともに、精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動への参加の促進のために必要な援助等を行うことにより、県内の精神障害者の福祉の増進及び県民の心の健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
共同不動産管理株式会社
青森市中央二丁目九の八
代表取締役 中島龍成
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	一、八八一台(位置は、届出書添付図面のとおり)	第七駐車場の一部廃止及び第八駐車場の設置に伴う位置変更のみ、収容台数は変更なし(位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二〇・七・一
大規模小売店舗の設置に関する事項	七か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	九か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の出入口の数及び位置		

- 四 届出年月日
平成二十年六月十八日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所
2 期間
平成二十年七月二日から同年十一月二日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十年十一月二日

- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年七月二日
青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコシティ黒石
黒石市大字中川字花岡二三 外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表執行役 岡田元也
 - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- | | |
|-------------|---------|
| 廃 止 前 | 廃 止 後 |
| 一、三三七平方メートル | 〇平方メートル |

- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
平成二十年五月十三日
- 五 届出年月日
平成二十年六月十八日

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------